

問Ⅵ - 4 - ⑨（会計基準）

定款等により、特定のイベントの開催後に解散が予定されている法人の場合、「継続組織の前提」についてはどのように考えればよいのでしょうか。

また、このような法人は、有期である旨を開示した方がよいのでしょうか。開示場所はどうすればよいのでしょうか。

答

- 1 公益法人には、定款等により、特定のイベントの開催後に解散が予定されている法人もあります。

このような法人についても、イベントの開催後、清算手続開始までは、他の公益法人と同様に、公益法人会計基準を適用することになります。（問Ⅵ-4-⑧参照）

- 2 「継続組織の前提」にいう「継続」とは、仮に存続期限があつたとしても、解散までの間、事業が目的どおりに実施されている以上は、実際に清算の状態に至らない限り、組織が継続するものとして会計処理を行うことを意味するものです。

また、このような法人が有期である旨を開示することは、関係者に対する情報開示として有用であると考えられ、法人において重要性を勘案した上で開示するか否か判断することが望ましいと考えられます。開示する場合の開示方法（場所）は、各法人の判断により事業報告書への記載や財務諸表における「その他」の注記などにより行うことが考えられます。

（参考条文）

一般社団・財団法人法施行規則第34条第2項第1号（同第64条）法第二百二十三条第二項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）

- 3（略）

（参考）公益法人会計基準（一部抜粋）

第5 財務諸表の注記

財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

（1）～（16）（略）

（17）その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項